

電子契約について

1 電子契約利用申出書の提出

電子契約を希望する場合は、事前に「電子契約利用申出書」を電子メールにより契約管財課まで提出してください。

2 契約関係書類の提出

入札を執行し、落札した業者の方には請負契約通知書を送付しますので、内容を確認し、該当する提出書類を持参、郵送又は電子メールにより契約管財課まで提出してください。

3 契約書の確認

契約管財課で決裁が終了しましたら、「電子契約利用申出書」に記載した電子メールアドレスに、契約書の確認依頼の電子メールが届きます。

電子メールが届きましたら、速やかに電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、同意をしてください。

4 契約締結・契約書の保管

契約書への同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。

契約締結が完了したことが電子メールで送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードして保管してください。

5 その他

契約関係様式のダウンロード先

<https://www.city.hitachiotaki.ibaraki.jp/page/dir002262.html>

電子契約利用申出書及び契約関係書類の提出先メールアドレス

送付先 keikan3@city.hitachiotaki.lg.jp

問い合わせ先

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690

常陸太田市総務部契約管財課 契約検査係

TEL 0294-72-3111（内線 323） FAX 0294-72-3002